

## 1. 目的(経緯と趣旨)

近年、Facebook、Twitter、LINE、mixi、電子掲示板、ブログ、動画共有サイトといったソーシャルメディアの普及が進み、誰でも、いつでも、どこからでも、手軽に情報伝達が可能な手段の一つとして広く活用され、学業や他者とのコミュニケーション面で大変便利になっています。ソーシャルメディアを利用することで、一人ひとりが社会に向けて容易に情報を発信し、数多くの情報を手に入れるとともに、教育活動や緊急時のコミュニケーションツールとしての役割も極めて大きくなりつつあります。

しかし、その一方では、ソーシャルメディアへの不適切な情報発信や不用意な対応により、発信者の意図しない問題を引き起こし、発信者のみならず、所属する学校や他者をも巻き込む事件や事故が発生しています。それらは、社会に多大な影響を与える場合があることはもとより、発信者自身も、扱い方を誤れば、トラブルに巻き込まれ、容易に被害者や加害者になってしまいます。

尚綱学園では、本ガイドラインで定める対象者が、個人の責任において行うコミュニケーション活動(表現の自由)を最大限尊重しつつ、対象者がソーシャルメディアを適切に利用し、効果的かつ安全に活用できるよう、利用する際の考え方や留意点をまとめたガイドラインを策定しました。

業務又はプライベートにかかわらずソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を充分理解し、責任ある行動をとってください。

## 2. 定義

ソーシャルメディアとは、Facebook、Twitter、LINE、mixi、電子掲示板、ブログなどのインターネットを通じて、ユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報をやり取りするデジタルメディアや、YouTube、ニコニコ動画などの動画投稿サイト、通信販売のユーザーレビューやオンラインゲームのメッセージ交換などを含めたメディアの総称です。

本ガイドラインでは、上記の一般的に言われているソーシャルメディアに加え、これらと同様の機能を持つ新しく生み出されたコミュニケーション・メディアやWWW(World Wide Web)や電子メールなど、コンピュータ・ネットワークによるコミュニケーション・ツールも含めることとします。

## 3. 対象者

本ガイドラインは、尚綱学園に属する機関、部署、役員、部、ゼミナール、サークルやクラブ(同好会等も含む)並びに尚綱学園が設置する学校等の在学生とその保護者、教職員及び関連会社を含めた本学園に関わる者を対象とします。(以下、「構成員」という。)

## 4. ソーシャルメディアの特性

### (1) 投稿内容は不特定多数にも伝わります。

ソーシャルメディアは、インターネットを介して情報を交換するため、世界中の利用者がアクセス可能であることを認識してください。発信した情報は様々な形で即時に拡散され、不特定多数の人たちの目に触れることになります。利用者登録をすることで、様々なサービスを利用できるサイトもありますが、設定によって読者の範囲は変化します。情報を発信する際は、その都度、読者の範囲をどのように設定しているか確認してください。

### (2) 安全性の確認とプライバシー等の保護が必要です。

ソーシャルメディア上の情報は、必ずしも正しいものばかりではありません。デマや不確かな情報も掲載されていることを認識してください。また、自分自身も正確な情報発信に努めることが重要です。個人情報やプライバシーに関すること、守秘義務や機密事項に関すること、他者の権利に属することなど、一定の社会的ルールを守った上で、発信した情報の内容には個人としての責任を持つことが必要です。例えば匿名であっても、前後の発言内容や過去の投稿内容、IPアドレス、写真などから技術的に発信元が特定され、責任が伴う発言として取り扱われます。

### (3) 投稿内容は取消することができません。

ソーシャルメディアで発信した情報は、様々な検索サイトによって収集され、キャッシュ(一時的な記録)やアーカイブシステム(履歴システム)などに記録されることを認識してください。一度発信した情報を完全に削除することは不可能です。このため、不用意な発言や問題発言をして炎上(ネット上で批判的な注目度が急増すること)した場合、沈静化するための選択肢はほとんどありません。自分自身のみならず、家族や友人、所属する学校などにまで被害が及ぶこと、自分の将来にまで影響が及ぶことにも注意が必要です。

## 5. 指針

尚綱学園は、構成員がソーシャルメディアを利用する際の指針として、以下の事項を定めます。

### (1) 法令等の遵守

日本国の法令を遵守するとともに、尚綱学園及び尚綱学園が設置する学校等で定めた規則や規程等を遵守してください。また、特定の法律規程に違反しない場合であっても、他者が嫌悪感を覚える表現や、公序良俗に反する内容、公共性・公益性を損なう内容など、倫理に反する表現は行わないでください。

### (2) 諸外国の法令・国際法等の遵守

留学、海外旅行、海外出張等による海外渡航中など国外においては、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法等を遵守してください。また、渡航先の風俗・風習や習慣に充分配慮してください。

### (3) 人権の尊重と他者への敬意

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うコミュニケーション活動を心がけてください。人種、民族、国籍、信条、思想、性別、年齢、身体、病气、政治、宗教、社会的身分等について差別的発言や差別を助長するような内容を含む情報及び他者への誹謗中傷や侮辱(ヘイト・スピーチ)、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫などに該当する内容は厳に慎んでください。

### (4) 各種権利の保護

第三者の著作権、商標権、特許権などの知的財産権を侵害してはいけません。ウェブサイトにある画像や文章の無断転載は、著作権法等が定める条件を満たさない限り著作権侵害となります。また、他者の肖像写真等は、被写体となった人の人格権に基づく権利(肖像権など)が認められることがあります。加えて、尚綱学園や所属の学校等のロゴマークやシンボルマークなどは、尚綱学園やその学校等の知的財産です。例えば学生・生徒や教職員であっても無制限に使用することはできません(使用に関しては尚綱学園学園事務局総務課へ問合せください)。

### (5) 守秘義務・機密情報等の遵守

授業、講義、演習、実験、実習等又は研究室等で知り得た守秘義務のある情報や、職務上、在籍上知り得た守秘義務のある情報を発信してはいけません。また学外活動やアルバイト先などで知り得た情報を許可なく公開した場合、守秘義務、服務規程違反に当たり、懲戒や損害賠償の対象となることがあります。ただし、「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。

### (6) 個人情報・プライバシーの保護

自分自身の個人情報を登録・公開する際には、利用するメディアのサービス内容を十分に検討した上で行ってください。また、他者のプライバシー・個人情報に言及するときは、原則として相手方の了解が必要です。写真等の位置情報(GPS)機能付きの投稿によって、居住地や発信元が特定される場合もあります。これらの個人情報は、一度ネットワーク上に発信されれば、不特定多数の人からアクセス可能であり、完全にネットワーク上から削除することは困難であることを理解してください。

### (7) 正確な情報の発信

虚偽の情報や誤解を招く情報を流さないよう、正確な情報を発信するようにしてください。不確定情報や虚偽の情報を発信することは、自分自身と所属する学校や学園の名誉と信頼を損なうこととなります。また、教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする情報の発信も慎んでください。なお、誤りに気付いたときには、誠意を持って謝罪し、事実関係を精査した上で速やかに訂正してください。

### (8) 自覚と責任

ソーシャルメディアで発言する際には、尚綱学園及び尚綱学園が設置する学校等の構成員として学園や学校等の名誉を汚さない、良識ある発言に心がけ、情報発信や発言に個人としての責任を持ってください。尚綱学園及び尚綱学園が設置する学校等の構成員であることを明らかにした上でソーシャルメディアを利用する場合は、一人称を用いるなどして、自分自身の意見・見解が尚綱学園や所属する学校等の意見・見解を代表するものではないことを明記してください。学園名や学校名・本名を明らかにしていない場合でも、過去の発言内容から所属組織や個人名が推測され特定される場合もありますので、軽率な発信をしないように努めてください。

### (9) 授業時間中・勤務時間中の情報発信

授業又は業務として利用する場合を除き、授業時間中または勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は慎んでください。

(10) 尚絅学園及び尚絅学園が設置する学校等における調査

構成員がソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反等の疑いが生じた場合、又は尚絅学園や尚絅学園が設置する学校等の名誉を著しく損ねていると学園や学校等が判断した場合には、学園や学校等はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴や内容を調査することがあります。

6. 管理部署

本ガイドラインは、尚絅学園学園事務局総務課が管理し、内容については予告なく更新することがあります。

7. 附則

本ガイドラインは、平成26年11月1日から施行します。